

平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-2-3)

施策名	青少年の健全育成
施策の概要	青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する。

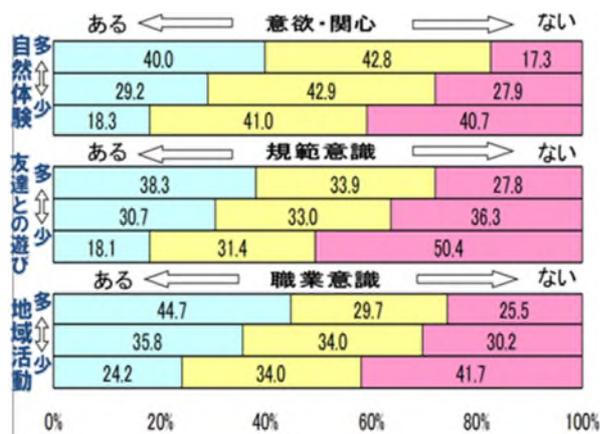
達成目標 1	青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、地域における体験活動の機会を増加させる。						
達成目標 1 の設定根拠	子供の頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲関心等が高い傾向にあること等を踏まえ、人づくりの「原点」である体験活動の機会を社会総ぐるみで意図的・計画的に創出し、青少年の体験活動の機会を増加させる必要がある。また、第 2 期教育振興基本計画で提言されている「社会を生き抜く力」を身に付けるためには、体験活動は非常に有効な手段であることから、地域における体験活動の機会を増加させる必要がある。						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	22 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	32 年度
①学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学 1 年生～6 年生）の割合（平成 22 年度の 51.7%から 10%増加）	51.7%	51.1%	隔年実施	50.8%	隔年実施	調査中	61.7%
	年度ごとの目標値	53.7%	—	55.7%	—	57.7%	—
	目標値の設定根拠	学校が行う体験活動の機会は確保されているため、学校以外の公的機関や民間団体等体験活動の参加が今後一層重要となるが、現在、横ばい傾向であるため現状に歯止めをかける。					
	指標の根拠	分子：該当する小学生数 分母：調査対象となった小学生数					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	24 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②青少年の体験活動等の評価・顕彰制度の修了者数	12 人	18 人	71 人	149 人	366 人	388 人	400 人
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	400 人	—
	目標値の設定根拠	若者が体験活動にチャレンジしやすい仕組みを構築するため体験活動を行うことが社会から評価されることが必要である。24 年度に新規で実施をした事業が定着しつつあることから、平成 29 年度は前年度実績を踏まえ目標を設定した。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	32 年度
③外国の高等学校等に留学した日本の高校生数（人）	3,257	—	3,897	—	調査中	—	③④を併せて 6 万人
	年度ごとの目標値	—	対前回調査比増	—	対前回調査比増	—	—
	目標値の設定根拠	グローバル化が加速する中で、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が必要であるという状況を踏まえ、「第 2 期教育振興基本計画」において、2020 年までに高校生の留学者数の倍増（3 万人→6 万人）を目指すこととしている。					
	指標の根拠	—					
測定指標	基準値	実績値					目標値

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
④外国へ研修旅行した日本の高校生数(人)	29,953	—	38,152	—	調査中	—	③④を併せて6万人	
	年度ごとの目標値	—	対前回調査比増	—	対前回調査比増	—		
	目標値の設定根拠	グローバル化が加速する中で、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が必要であるという状況を踏まえ、「第2期教育振興基本計画」において、2020年までに高校生の留学者数の倍増(3万人→6万人)を目指すこととしている。						
	指標の根拠	—						
参考指標		実績値						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
①「子どもゆめ基金」事業への応募(採択件数)	年度ごとの数値	4,665件 (3,433件)	4,646件 (3,517件)	5,135件 (4,595件)	5,749件 (5,253件)	6,830件 (5,149件)		
	指標の根拠	—						
参考指標		実績値						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
②「青少年の国際交流の推進」事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向の平均値の増加率	年度ごとの数値	10.6%	10.1%	8.9%	11.1%	10%		
	指標の根拠	<p>「青少年の国際交流の推進」事業に関して、事業実施前及び実施後の参加者アンケートより、意識の変容を算出。</p> <p>分母：当該事業前の「外向き志向」に関する評価の平均値</p> <p>分子：(当該事業後の「外向き志向」に関する評価の平均値)</p> <p>— (当該事業前の「外向き志向」に関する評価の平均値)</p> <p>※本成果指標における「外向き志向」は、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたい」という質問に対する回答状況を指すものである。</p>						
参考指標		実績値						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
③「青少年の国際交流の推進」事業に参加し交流を行った日本の青少年のうち、事後アンケートにおいて外向き志向であると回答した割合	年度ごとの数値	82.8%	81.3%	81.7%	60.3%	95.4%		
	指標の根拠	<p>「青少年の国際交流の推進」事業に関して、実施後の参加者アンケートより、「外向き志向である」と回答した人数の割合を算出。</p> <p>分母：事業後「外向き志向」に関する質問に回答した人数</p> <p>分子：事業後「外向き志向」に関する質問に「外向き志向」と回答をした人数</p>						
参考指標		実績値						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
④事業参加者1名当たりの成果発表対象者数の平均値(平成29年度より新たに数値を取得)	年度ごとの数値	—	—	—	—	—		
	指標の根拠	<p>事業後に、事業参加者が行う成果発表の場で想定される参加人数(事業参加者1名あたりの成果発表対象者数の平均値)</p> <p>分母：事業参加者数の合計</p> <p>分子：成果発表対象者数の合計</p>						
参考指標		実績値						
		日本	ドイツ	スウェーデン	英国	アメリカ	フランス	韓国

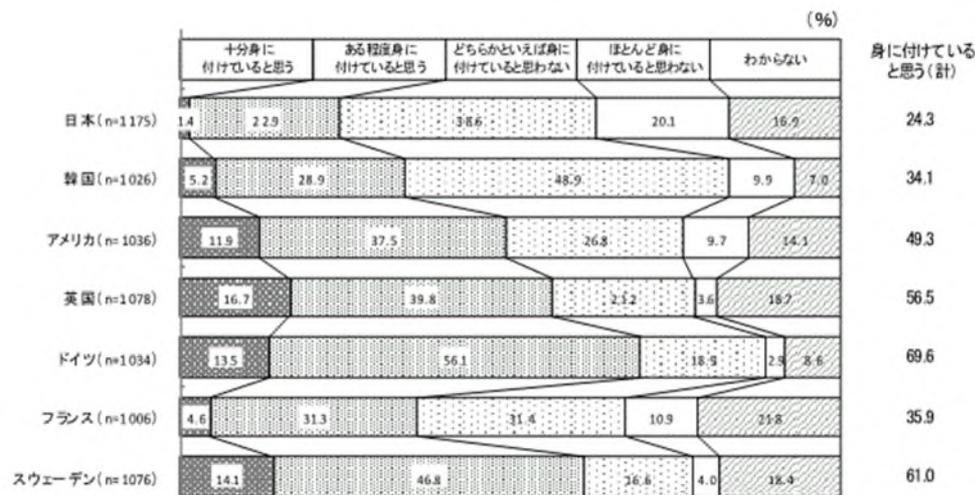
⑤「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合（平成 25 年度）	年度ごとの数値	24.3%	69.6%	61.0%	56.5%	49.3%	35.9%	34.1%	
	指標の根拠	内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 25 年度） 分母：日本、韓国、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン各国の、満 13 歳から満 29 歳までの男女（各国 1,000 人程度） 分子：各国の「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた人数							

施策・指標に関するグラフ・図等

（参考）体験活動の効果



「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合（H25）



①の出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」

②の出典：文部科学省調べ

③の出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ

（参考）独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」

参考指標⑤の出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 25 年度）

達成手段
（事業）

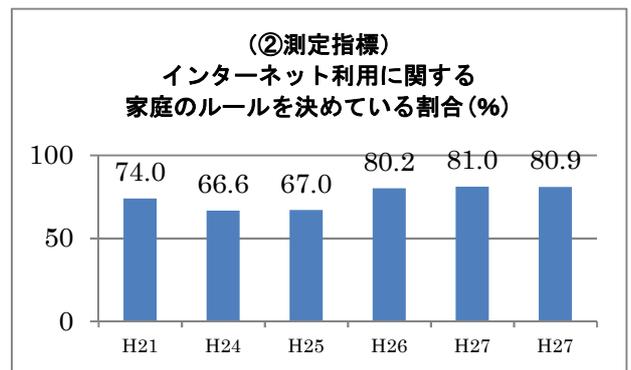
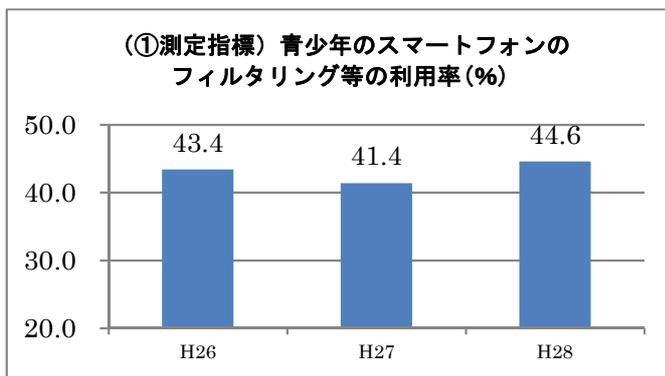
名称 （開始年度）	平成 29 年度当初予算額 （平成 28 年度予算額） 【百万円】	AP との関係	平成 29 年度行政事業レビュー事業番号
体験活動推進プロジェクト等の充実 （平成 23 年度）	37.1 (51.3)	—	0071

独立行政法人国立青少年教育振興機構 運営費交付金に必要な経費 (平成 18 年度)	8,940 (9,029)	—	0076
独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設整備に必要な経費 (平成 18 年度)	22 (185)	—	0077
青少年の国際交流の推進 (平成 14 年度)	95 (134)	—	0072
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】	事業の概要	
—	—	—	
平成 28 年度評価 からの変更点	国際交流事業について、達成目標 1 に統合。また、国際交流事業に関する測定指標を達成目標に対する測定指標に修正（測定指標③、④）		
行政事業レビューとの 連携状況	—		

達成目標 2	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(内閣府、総務省、経済産業省共管)を踏まえ、保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。						
達成目標 2 の 設定根拠	スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)に基づく基本計画(※)の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省等の関係府省庁と連携(関係省庁が実施する会議へのオブザーバー参画、啓発フォーラムの共同実施等)しつつ、文科省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者や青少年への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることとしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	28 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①青少年のスマートフォンのフィルタリングサービス利用率の向上	44.6%	—	—	—	—	44.6%	対前年度比増
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の 設定根拠	青少年が適切にスマートフォン等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。しかしインターネット接続機器・接続方法の多様化等により、現在フィルタリング利用率は低い水準に留まっていることから、増加を目指す。					
	指標の根拠	青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府) 分母：青少年が「スマートフォン」を利用してインターネット利用している」と回答した保護者数 分子：「フィルタリングを使っている」と回答した保護者					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	26 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②インターネット利用に関する家庭のルール	80.2%	—	—	80.2%	81.0%	80.9%	対前年度比増

を決めている割合	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切にインターネット等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨しており、すでに多くの家庭がインターネット利用に関するルールを決めている。家庭(場合により児童生徒間など)でのルール(利用時間や閲覧サイトの制限など)を決める事により、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等を防ぐことが期待できるため、今後も引き続きこの高い水準の維持に努める。					
	指標の根拠	青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府) 分母: 青少年が「いずれかの機器」インターネットを利用していると回答した保護者数 分子: 「インターネット利用に関する家庭のルールを決めている」と回答した保護者数					

施策・指標に関するグラフ・図等



達成手段(事業)

名称(開始年度)	平成 29 年度当初予算額(平成 28 年度予算額)【百万円】	AP との関係	平成 29 年度行政事業レビュー事業番号
青少年を取り巻く有害環境対策の推進(平成 16 年度)	50 (67)	—	0075
情報モラル教育推進事業(平成 27 年度)	15 (22)	—	0041

平成 28 年度評価からの変更点

測定指標について 28 年度は携帯電話とスマートフォンを併せたフィルタリング利用率を用いていたが、内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」が、平成 28 年度調査から調査方法等を変更したこと及び青少年の携帯電話によるインターネット利用率は 2.0%とごく少数であることを踏まえ、スマートフォンのみのフィルタリング利用率に変更。

行政事業レビューとの連携状況

—

達成目標 3	子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供の自主的な読書活動を推進する。		
達成目標 3 の設定根拠	子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるため、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進することが極めて重要である。そのため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び同法に基づく「第 3 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 25 年 5 月閣議決定)に基づき、子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる必要がある。		
測定指標	基準値	実績値	目標値

	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①全国学力・学習状況調査による「読書は好きですか」の問に対する肯定的な回答の割合	小学校 72.8% 中学校 69.8%	小学校 72.8% 中学校 69.8%	小学校 72.2% 中学校 70.2%	小学校 73.1% 中学校 69.5%	小学校 72.8% 中学校 68.0%	小学校 74.7% 中学校 70.0%	対前年度比 増
	年度ごとの 目標値	-	-	-	-	-	
	目標値の 設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)の基本方針において、子供達が読書意欲を高め、自主的な読書習慣を身に付ける必要性について明記されている。					
	指標の根拠	文部科学省「全国学力・学習状況調査」 分母：調査に回答した小学6年生、中学3年生の数 分子：肯定的な回答をした小学6年生、中学3年生の数					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
②子供の不読率(1カ月に1冊も本を読まなかった子供の割合)	小学生 4.5% 中学生 14.6% 高校生 47.9%	小学生 4.5% 中学生 14.6% 高校生 47.9%	小学生 5.3% 中学生 16.9% 高校生 45.0%	小学生 3.8% 中学生 15.0% 高校生 48.7%	小学生 4.8% 中学生 13.4% 高校生 51.9%	小学生 4.0% 中学生 15.4% 高校生 57.1%	小学生 3.0%以下 中学生 12.0%以下 高校生 40.0%以下
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の 設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において、不読率を平成29年度までに小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下にすることが明記されている。					
	指標の根拠	文部科学省「全国学力・学習状況調査」					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
③市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	市 76.4	76.4	79.8	84.5	86.6	88.6	100
	町村 45.3	45.3	50.5	54.7	59.7	63.6	70.0以上
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の 設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において、不読率を平成29年度までに小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下にすることが明記されている。					
参考指標		実績値					
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
①全校一斉読書活動の実施状況	年度ごとの 数値	小学校 96.4%	—	小学校 96.8%	—	小学校 97.1%	
		中学校 88.2%	—	中学校 88.5%	—	中学校 88.5%	
		高等学校 40.8%	—	高等学校 42.9%	—	高等学校 42.7%	
指標の根拠		文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 分母：調査を実施した当時の学校数 分子：全校一斉の読書活動を実施している学校数					

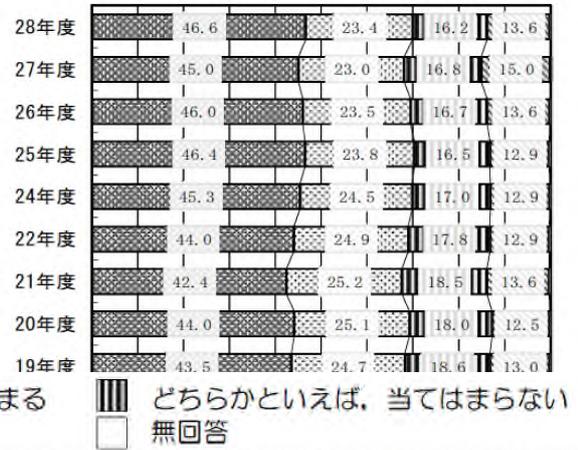
施策・指標に関するグラフ・図等

(①測定指標) 読書は好きですか。

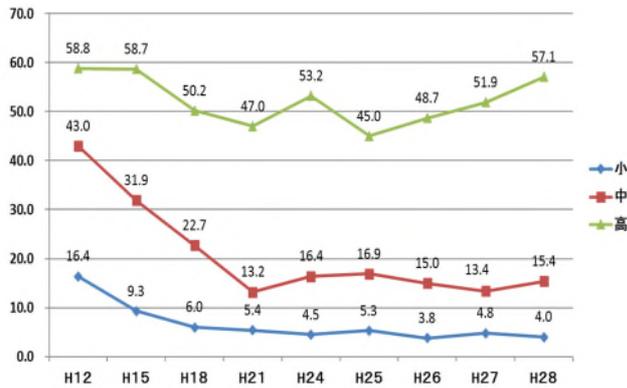
【小学校】



【中学校】



(②測定指標) 子供の不読率の推移 (%)



- ①の出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」
- ②の出典：(公社)全国学校図書館協議会、毎日新聞社「学校読書調査」
- ③の出典：文部科学省調べ
- 参考指標①の出典：文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】	AP との関係	平成 29 年度行政事業レビュー 事業番号
子供の読書活動推進事業 (平成 23 年度)	28 (40)	—	0074

達成手段
(諸会議・研修・ガイドライン等)

名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
「読書コミュニティ拠点形成支援」における子供と本をつなぐネットワークフォーラムの開催 (平成 25 年度)	各地域において子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で環境の整備を促進するために、地域における読書コミュニティの形成を促進。	青少年教育課

平成 28 年度評価
からの変更点

—

施策の予算額・執行額 (※政策評価調査に記載する予算額)					
		27年度	28年度	29年度	30年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る 予算 下段：複数施策に係る 予算	当初予算	9,505,892 ほか復興庁一括 計上分 0	9,511,661 ほか復興庁一括 計上分 0	9,170,284 ほか復興庁一括 計上分 0	10,288,438 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分 0	511,233 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	1,073,293 ほか復興庁一括 計上分 0	△15,275 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
合計	10,579,185 ほか復興庁一括 計上分 0	10,007,619 ほか復興庁一括 計上分 0			
	ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>			
執行額 【千円】		10,516,967 ほか復興庁一括 計上分 0	9,959,594 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
子供・若者育成支援推進 大綱 (子ども・若者育成支援 推進本部決定)	平成 22 年 7 月 23 日 (第 1 次) 平成 28 年 2 月 9 日 (第 2 次)	(達成目標 (1)) 第 3 基本的な施策 1 全ての孩子・若者の健やかな育成 (1) 自己形成のための支援 ① 日常生活能力の習得 (基本的な生活習慣の形成) 子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。 (体験活動の推進) 豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。 3 子供・若者の成長のための社会環境の整備 (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築 ③ 地域全体で子供を育む環境づくり (地域で展開される多様な活動の推進) 子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、

		<p>芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。</p> <p>(達成目標 (2)) 第3 基本的な施策 5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 (1) グローバル社会で活躍する人材の育成 (国際交流活動) 若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘へい・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。</p> <p>(達成目標 (3)) 第3 基本的な施策 3 子供・若者の成長のための社会環境の整備 (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応 (「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)」(平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定)に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化する。 また、新たな技術、サービスや利用実態等を把握し、新たな問題等に対しては、官民連携して、迅速に取り組む。 (ネット依存への対応) ネット依存の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。</p> <p>(達成目標 (4)) 第3 基本的な施策 1 全ての子供・若者の健やかな育成 (1) 自己形成のための支援 ① 日常生活能力の習得 (読書活動の推進) 国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。 学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。 社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。</p>
<p>「今後の青少年の体験活動の推進について」 (中央教育審議会答申)</p>	<p>平成 25 年 1 月 21 日</p>	<p>(達成目標 (1)) 1 今なぜ青少年の体験活動か (体験活動の機会の創出) ○ 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。</p> <p>(達成目標 (2)) 5 グローバル化に対応した国際交流の推進について ○ グローバル化に伴い、人・モノや様々な文化・価値観等が国境を越えて流動化しつつある今日の社会においては、青少年に自分の意見を正々堂々と述べたり、異なる文化や価値観による考え方を受け入れたりすることができる能力や態度を育成する必要がある。また、世界で生じている課題と自分の生活との結びつきを理解し、多様な立場の人とともに、問題解決に向けた行動ができる力が求められている。 ○ 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、青少年が異なる文化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協力して実施したりするなどの国際交流体験を積むことが必要不可欠である。</p>

<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 (子ども・若者育成支援推進本部決定)</p>	<p>平成 21 年 6 月 30 日 (第 1 次) 平成 24 年 7 月 6 日 (第 2 次) 平成 27 年 7 月 31 日 (第 3 次)</p>	<p>(達成目標 (3)) 第 2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項 1. 学校における教育・啓発の推進 (3) 学校における啓発活動の推進 学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。</p>
<p>子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (閣議決定)</p>	<p>平成 14 年 8 月 2 日 (第一次) 平成 20 年 3 月 11 日 (第二次) 平成 25 年 5 月 17 日 (第三次)</p>	<p>(達成目標 (4)) 第 4 章 子供の読書活動の効果的な推進に必要な事項 1. 推進体制等 (1) 国における子供の読書活動推進体制 本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、子供の読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子供の読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。 子供の読書活動の状況について、不読率は、平成 27 年 4 月現在、小学生 3.8%、中学生 15.0%、高校生 48.7%となっているが、平成 34 年までに不読率を半減(平成 34 年度:小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下)させることを目標に、本計画においては、おおむね 5 年後に、小学生は 3%以下、中学生は 12%以下、高校生は 40%以下とすることを旨とする。 あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子供の読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。 (2) 地域における子供の読書活動推進体制 推進法第 9 条の規定により、都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成 23 年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、域内の子供の読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。 他方、市町村推進計画の策定率は、69.1% (市の策定率は 84.6%、町村は 55.4%) (平成 26 年度末) となっており、地域における取組の差が顕著である。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努める。 国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあつては 100%、町村にあつては 70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。 また、都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子供の読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。</p>
<p>主管課 (課長名)</p>	<p>生涯学習政策局 青少年教育課 (土肥 克己)</p>	
<p>関係課 (課長名)</p>	<p>-</p>	
<p>評価実施予定時期</p>	<p>平成 29 年度 平成 34 年度</p>	